

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

## キャッシュカード取引機能の一部利用制限について (特殊詐欺防止対策)

いつも大阪厚生信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、特殊詐欺被害防止を目的として、平成29年より70歳以上のお客さまに対してキャッシュカード振込の一部利用制限を実施してまいりましたが、特殊詐欺は手口を変えて続いており、最近では警察官や信用金庫職員を騙り、キャッシュカードを詐取する事件が多発しています。

そこで当金庫では、大阪府警察本部とも協議を行い、こうした被害額を少しでも抑えるための対策として下記のとおり、キャッシュカード取引機能の一部利用制限を実施させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる口座

次の条件にすべて該当するお客さまの保有口座

- ①70歳以上の個人のお客さま（個人事業主のお客さまは除く）
- ②他金融機関・コンビニATMにて当金庫キャッシュカードによる現金引出しを、1年以上しておられないお客さま

#### 2. 一部利用制限の内容

他金融機関・コンビニATMでのキャッシュカードによる1日当たりの現金引出し限度額を、5万円までに制限させていただきます。

#### 3. 開始日

2023年8月2日（水）

なお、キャッシュカード利用制限の解除をご希望のお客さまは、以下の書類等をご持参の上、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し付けください。

- ①預金名義人の本人確認書類
- ②通帳またはキャッシュカード等（口座番号がわかるもの）
- ③お届け印

以上